

青色申告特別控除の見直し

税務手続のデジタル化や記帳水準のさらなる向上のため、青色申告特別控除が次のとおり見直される。

- ① 複式簿記の65万円控除(改正前:55万円控除)は、**電子申告**を要件に追加
- ② ①のうち「優良な電子帳簿」や「請求書データ等との自動連携」の場合、**75万円控除**に
- ③ 10万円控除のうち簡易簿記の対象者を一定規模以下に**限定**

【適用時期】令和9年分以後



【背景】

- ・電子申告割合の向上(所得税申告 R6:74.1%→R8目標80%)
- ・事業収入の規模が大きい個人の記帳水準の向上

<改正前>

控除額	要件	
65万円	複式簿記	+ 優良な電子帳簿
		+ 請求書データ等との自動連携※
		+ 電子申告
55万円	複式簿記(上記以外) 例:書面申告	
10万円	簡易簿記	

※「請求書データ等との自動連携要件」は令和9年分より(令和7年度税制改正)

<改正後:令和9年分~>

控除額	要件	
75万円	複式簿記 + 電子申告	+ 優良な電子帳簿 + 請求書データ等との自動連携
65万円	複式簿記 + 電子申告	
10万円	複式簿記(書面申告)	
	簡易簿記(下記以外)	
0円	簡易簿記(前々年の事業所得または不動産所得に係る収入金額が1,000万円超)	



《 実務上のポイント 》

- ・複式簿記(書面申告)の場合、電子申告を検討
- ・収入金額1,000万円超の場合、会計ソフトの導入や税理士への依頼を検討